

經濟論叢

第 165 卷 第 5・6 号

-
- 富国—貧国論争とミラーの商業＝自由論……………田 中 秀 夫 1
- 政府・自治体会計の問題点と
制度再構築の方向……………藤 井 秀 樹 25
- 廃棄物広域処理の経済性と財政構造（2）……………八 木 信 一 39
- 上海汽車による流通経路改革の模索……………劉 芳 54
- 「偉大な社会」期アメリカの住宅政策……………豊 福 裕 二 72
- 台湾における中小企業政策の展開方向……………高 杏 華 91
- 80年代後半期以降における
アイワのマーケティング……………胡 左 浩 115

学 会 記 事

平成12年 5・6 月

京 都 大 学 經 済 學 會

【学会記事】

韓国漢陽大学との共同セミナーの報告

会場を法経北館一階会議室とし、日程を1999年10月22日（金）10:00-17:40として、「日韓経済協力の発展方向」をメイン・テーマに共同セミナーを行った。韓国側からは韓国漢陽大学校亜地域学研究科を中心とする7名の専門家が集まり、また日本側からは学外2名を含む4名の報告を受け、非常にインテンシブな討論を行うことができた。まず、セミナーのプログラム（当日若干の変更あり）を示すと、

第1セッション 日韓産業構造・産業システムの比較研究（10:00-12:00）

中島章子 京都大学講師「日韓貿易における総投下労働量の比較 産業連関分析による産業構造の比較を通して」

塩地洋 京都大学助教授「日韓米の自動車通商摩擦 米国型メーカー・ディーラー関係は国際標準ではない」

石田賢 日本総合研究所研究員「日韓産業戦略提携のあり方と課題」

ディスカッション

第2セッション 日韓経済協力の発展方向（13:30-16:30）

金鐘杰 漢陽大学校教授「韓日自由貿易地帯の成立可能性；韓国側の視角」

鄭仁教 韓国対外経済政策委員会「韓日自由貿易地帯の経済的効果」

深川由起子 青山学院大学教授「日韓自由貿易地帯の成立可能性；日本側の視角」

大西広 京都大学教授「通貨危機の原因と教訓」

ディスカッション

とくに、午前のセッションは、日韓経済協力を考えるにあたっての両国産業構造・国際産業連関の問題、あるいは通商摩擦をどう考えるべきかという問題について討論した。また、午後のセッションはより直接的に、日韓政府レベルで検討が開始された自由貿易協定の問題に集中して時間を経つのも忘れ議論を行った。とりわけ、午後のセッションで特徴的であった論点を挙げて最低限の紹介としたい。

- 1) 日韓自由貿易協定ではどちらの国が利益を得るか。これについては、日韓双方がC G Eモデルを使って、貿易面で相手国が利益を得、自国が不利益を得るという結果が

あることが報告された。ただし、金融面、たとえば貿易赤字を金融的に両国内でカバーする仕組みがあれば貿易問題もそう深刻ではないとの意見も出された。

- 2) 日韓自由貿易地帯の発足を東アジア全体の協力機構構築の流れの中でどう位置づけるか。これについては、中国をどう考えるか、どのように配慮するか、アメリカが反対するかどうかといった政治要因をどう見込むかといった論点が出された。ある討論参加者は中国の参加はパワーバランスを崩すといい、別の論者は中国の参加なしには世界に対して発言力のある地域機構にならないと言い、また別の論者は中国は一国というより地域の集合として理解すべきだと主張。さらに、中国商品がすでに大量に日韓内に流入している事実を見るべきだと述べられた。

ともかく、論点を明確にする上でも大変収穫の多いセミナーであった。当日、学内外から参加をされ、大いに議論を盛り上げて下さった先生方にこの場を借りてお礼申し上げたい。なお、使用言語は日本語および韓国語とし、通訳方式でディスカッションを行った。

(大西 広)

【学会記事】

C. L. テン教授講演会

京都大学経済学会では1999年度の日本学術振興会による招聘外国人教授として来日されたモナシュ大学 (Monash University) のテン教授 (C. L. Ten) を招いて、講演会をおこなった。教授はミル研究で著名であり、日本人研究者との交流を積極的に行っていることでも知られる。

1999年12月8日 (水) 午後1時30分から3時30分、京大会館215号室にて行われた講演のテーマは「ミルの自由擁護論における絶対的なものは何か」(What's Absolute About Mill's Defence of Liberty?) というものであり、講演は近年のモラルをめぐる争点にしばしば触れながら1時間余り行われ、活発な討論が1時間ほど続けられた。

教授は1939年、マレーシアの華僑社会に生まれ、英語を日常的に使う環境で育ち、マレーシアの大学で経済学と哲学を専攻した後、イギリスに留学した。当初はカール・ポパーの指導を受けたいと思っていたが、結局それは断念し、ロンドン大学で修士取得。オックスフォード大学へ短期留学して、ルイス・ハート教授の指導下で研究を行った。その後、シンガポール大学とモナシュ大学で教育研究に従事し、来日後は再びシンガポール大学に戻るとのことであった。現在オーストラリア国籍で、モナシュ大学哲学科所属、哲学の教授でミル研究の権威である。

主要業績 *Mill on Liberty*, Oxford, 1980.

Crime, Guilt, and Punishment, Oxford, 1987.

その他、編著、論文等多数。

(講演要旨)

ミルの self-regarding conduct の概念は、社会が干渉できない人間行為の領域と一致する、としばしば主張される。この主張の意味するところは、こうした行為は他人の同意をうる以外には他人に影響することがないということである。しかし、社会は個人の self-regarding conduct に干渉しようとすることがあるので、このような主張はなぜ社会はそのような干渉をしようとするかを説明できない。

また、こうした行為は親密圏に属するという主張もしばしば見られる。例えば、性行為の場合がそうで、それは干渉されてはならないというわけである。しかし、デヴリン卿 (Lord Devlin) の有名な議論によれば、個人の性行為でさえも、社会の共通の道徳を侵す場合は、合法的に禁止できる。なぜなら、それは社会の存在そのものを脅かすからである。

わたしはこう論じたい。ミルの self-regarding conduct の概念を解釈する場合、個人の自由に干渉することを要求するいくつかのタイプの不適切な理由を区別すべきである。一方には、その行為は多数派が強く嫌うか否認するといった類の理由がある。他方、その行為は他人の同意がなければ他人に害を与えるという事実がある場合、干渉するに相応しい理由となる。

したがって、ある状況のもとでは無害な行為も、異なった状況では有害かもしれないといった場合には、後者では干渉されても、前者では干渉されないであろう。厳密に言えば、原理的に規制されえない領域は人間行為には存在しない。

この区別、すなわち個人の自由に干渉する適切な理由と適切でない理由の区別は多くの現代の問題、争点を論じるにあたって有益な枠組となる。

(田中 秀夫)